

持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金実施要領

制 定 令和2年6月29日付け環総第168号

改 正 令和3年2月17日付け環総第599号

この要領は、持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する補助事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（事業実施主体）

第1条 事業実施主体（以下「事業者」という。）は次の各号のいずれかに該当する団体とする。

（1）法に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- エ 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）のすべてを所轄庁に提出していること。
- オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
- カ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- キ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。

（2）市民活動団体のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っていること。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- ウ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- エ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- オ 過去5年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で事業（補助、委託、共催、後援又はそれに類するもの）を行った実績を有すること又は現在行っていること。
- カ 法第2条第2項第2号に該当すること。（法の規定を援用）
- キ 団体の役員が法第21条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
- ク 法第21条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。

（3）第1号（ウ）の規定にかかわらず、知事が別に定める基準を満たすもの。

（4）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「社団、財団法人」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っていること。
- イ 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
- ウ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。

- エ 法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- オ 当該法人に係る法令等に規定される計算書類（財務諸表）及び事業報告を整備していること
- カ 法第2条第2項第2号に該当すること。（法の規定を援用）
- キ 法人の役員が法第20条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
- ク 法第21条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- コ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。
- サ 以下①～③の要件を全て満たしていること。
 - ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
 - ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
 - ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①及び②の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

（交付の対象）

第2条 補助対象経費等は、以下のとおりとする。

事業名	補助限度額	補助対象となる経費	補助割合
①社会的弱者を支える活動の充実支援	50万円	事業に要する経費のうち、謝金、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、賃金、備品購入費、その他知事が認めるもの	10/10
②NPOの事業継続支援	100万円	事業に要する経費のうち、謝金、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、賃金、備品購入費、その他知事が認めるもの	2/3
①と②の併用	100万円	—	—

2 補助金等交付規則第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により補助対象事業（イベントの開催など）の中止や延期を行い、補助対象事業の実施が困難な場合であって、交付を決定した経費のうち、準備経費で補助対象となった必要経費を既に支出している場合は、次に掲げる経費を交付決定額の範囲内で補助対象経費とする。

- (1) チラシ・ポスター作成経費、広告掲載料などの事前広報経費
- (2) 会場代（前納で返金されない場合のみ）
- (3) 補助対象となっている経費のキャンセル料
- (4) その他知事が認める経費

3 以下の経費については、補助対象外とする。

ア 団体の運営に係る経常的な経費（家賃、光熱水費、役員報酬等。申請した事業と明確に区分できない経費を含む。）

- イ その他補助対象として県が不相当とする経費
- 4 補助金額の算定にあたっては、千円未満を切り捨てること。
- 5 補助対象となった事業について、県の他の経費支援を受けている場合又は受けることとなった場合は、補助対象としない。

(添付書類)

第3条 交付(変更)申請書及び実績報告書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

(1) 交付(変更)申請書

- ア 確認書(様式第1号の2)
- イ 役員名簿(様式第1号の3)
- ウ 団体の年間事業計画書及び年間収支予算書
- エ 団体の活動内容及び補助申請事業を理解するために参考となる資料

(2) 実績報告書

- ア 事業内容が確認できる書類(成果品、事業の写真、広報チラシ、事業を紹介した会報など)
- イ 支出証拠書(領収証等の支出金額が確認出来る書類の写し)
- ウ 事業実施による支援対象への影響を記した書類(任意様式)

(申請書等の提出期限)

第4条 交付(変更)申請書及び実績報告書の提出期限については、別記持続可能な社会貢献活動支援事業募集要項に定めるものとする。

附 則 この要領は、令和2年6月29日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年8月7日から施行する。

附 則 1 この要領は、令和3年2月17日から施行する。

2 施行日前において交付決定を受けたものも改正後の持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金実施要領第2条第2項の規定の適用があるものとする。